

自動車関係団体各位

使用済自動車及び中古自動車の取引に当たっての確認事項

平成17年8月9日

経済産業省製造産業局自動車課自動車リサイクル室
環境省廃棄物・リサイクル対策部自動車リサイクル対策室

関係団体各位におかれては、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）の施行に当たって多大な御協力をいただき、御礼申し上げます。自動車リサイクル法施行後既に半年余を経過したところですが、下記事項につき関係する会員事業者に対し改めて周知徹底のほどお願い申し上げる次第です。

記

1. 引取業者は、最終所有者から自動車を引き取る場合、最終所有者に対し当該自動車が中古車であるか使用済自動車であるかの区別を明確にした上で引き取る義務がある。この場合において、中古車であるか使用済自動車であるかは、一義的には所有者の意志に基づき決定されることが基本であり、また、当該自動車の客観的な状況にもよるものである。したがって、いずれに該当するのかについては引取業者は当該自動車の客観的な状況も踏まえつつ最終所有者と相談の上、合意に達することが不可欠である。そのような合意を経ずに又は所有者の意志を踏まえずに、あるいは、自動車の客観的な状況と一切関係なく一方的に中古車扱いとして引き取る場合には、自動車リサイクル法第9条第1項（引取業者の引取義務）に違反することとなる。なお、使用済自動車として引き取った場合には、当該自動車を以降中古車として取り扱うことはできない。
2. リサイクル料金が預託されていない自動車が使用済自動車として排出される場合、リサイクル料金を支払うべき義務のある者は当該自動車の最終所有者である。この場合、引取業者は自動車リサイクル法（第9条第2項）に基づき、最終所有者に対しリサイクル料金を支払う必要があることを告知する義務がある（法第9条第2項）。このような告知を行わず、最終所有者になり代わって引取業者が自らリサイクル料金を支払うことは、関係各者の役割分担を定めた自動車リサイクル法の趣旨に反するものである。また、後工程の事業者であるフロン類回収業者又は解体業者にそのリサイクル料金を支払わせる（先送りする）ことも不相当であり、独占禁止法という優越的地位の濫用に該当するおそれがあることは、既に平成16年12月21日付け文書「自動車リサイクル法におけるリサイクル料金の恣意的な転嫁の禁止について」にて通知したとおりである。